

2018年
CTG
お

建交労道本部夏季闘争速報

No. 11/2018年7月18日
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

トンネルじん肺根絶第5陣訴訟 札幌地裁での和解が成立 新たな運動への一歩にしよう

7月17日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟」の和解が成立しました。今年3月に亡くなって遺族補償請求のために今回の和解とならなかった原告1人を除く13人（原告単位）が被告ゼネコンなどとの間で、総額1億8000万円あまりで和解しました。なお、残る1人についての和解は10月16日に期日が指定されました。

和解成立後の「報告集会」で、川村俊紀弁護団長は「きょうの和解は原告・家族・支援のみなさんがたたかってきた成果であり、20数年にわたるたたかいが結実したものだ。この和解は単にゼネコンに賠償させたというものではなく、被告ゼネコンの法的責任を前提にしている。いま北海道新幹線の工事もすすめられている中で、じん肺防止の責任をあらためて明らかにした。提訴から2年4か月かかり、2人の原告が亡くなった。訴訟での解決をもっと早めることと、何より『トンネルじん肺基金』を実現すること、そしてじん肺をなくすための運動の途中の成果であり、新たな運動への一歩にしよう」とあいさつしました。この日の和解のため札幌に向かっていた原告団長の堀さんなど函館の原告がJRの人身事故の影響で引き返さざるをえなくなり、原告を代表して旭川の荒川さんが「裁判が終わり、とりあえずホッとしている。ただ2人の原告が亡くなったことはとても残念だ。裁判で争わなくてもいいように『基金』を実現してほしい。また、第6陣の裁判も支援していきたい。弁護団のみなさん、支援してくださったみなさん、ありがとうございました」とお礼と決意を述べました。弁護団事務局長の渡辺達生弁護士が第6陣の提訴にむけた準備などについて報告し、毎回の口頭弁論に支援のため参加していただいている国民救援会北海道本部の守屋会長からのあいさつのあと、道本部の森国委員長が「トンネルじん肺根絶をめざして、裁判とともに国やゼネコンに約束を守らせるとりくみを強めよう」と閉会のあいさつを述べました。

北斗市で「学童保育 スウェーデン視察 報告会」 道南の自治体要請

7月16日、北斗市の「かなで〜る」で、スウェーデンの学童保育視察と道南の自治体要請行動の報告会を開きました。報告会には指導員・父母・建交労と函労会議の役員・議員など20人あまりが参加しました。建交労函館支部の深浦委員長の司会で、はじめに建交労函館支部学童保育分会の渡邊分会長がスウェーデンの学童保育視察（1月28日～2月3日）報告をおこないました。スウェーデン視察報告は3月に続いて2回目で、スウェーデンの歴史と国柄の紹介のあと、学校と一体で運営されている学童保育の状況や指導員の労働環境などについて報告しました。

続いて建交労北海道本部の俵書記長が5月におこなった道南2市14町の自治体訪問結果について報告し、学童保育がなくてはならない制度として各自治体が苦勞しながら実施していること、同時に自治体によって開設日や開設時間に違いがあり父母の要求との関係での課題があることや、公設公営の学童保育の指導員（支援員）の多くが非正規のパート雇用となっており、処遇の改善と学童保育の質を向上させる課題などについて報告しました。

報告会のあとの対策会議では、函館以外の各クラブの指導員の名簿づくりなどをすすめながら、10月21日には建交労中央本部の角田委員長を迎えて「学童保育の未来をひらくつどい」（仮称）を開くことなどを確認しました。

声 明

1 本日、札幌地裁において2016年3月11日に提訴したトンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟の原告13名（患者単位）について被告企業らとの間で和解が成立した。

2 私たちは、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」のスローガンの下に闘いを続けてきた。本和解の意義は、今まで繰り返し訴えてきたとおり、ゼネコン各社に法的責任を認めさせた上で、トンネルじん肺患者に対する「謝罪」と「予防の誓約」を表明させ、原告らに「損害賠償」を支払わせるという成果を勝ちとったことにある。

本訴訟については和解解決まで提訴から2年4カ月の月日を要した。周知のようにじん肺は死に至る重篤な職業病である。じん肺患者は風邪をひいただけで、呼吸困難に陥り、死にいたることがあり、医学の進歩があるとはいえ、原告は日々、死の恐怖に怯えている。原告にとって、生きているうちに解決をしてほしいというのは、当然の願いであり、第4陣訴訟が4年半以上の年月を要したことに比べると一定の進展があったことは事実であるが、本訴訟においても和解の成立を見ることなく2人の原告が亡くなっており、まだ不十分なものである。

3 本訴訟の目的の一つであったトンネルじん肺基金の創設についてはいまだ実現されていない。トンネル工事におけるじん肺患者は今後も毎年発生する。特に、北海道の場合、北海道新幹線の札幌延伸のために、多数の長大トンネルが現在掘られており、その危険性は顕著である。

実際に、5陣訴訟の提訴後も道内のトンネルじん肺患者が新たに生まれており、基金が創設されていないこともあり、現在、第6陣訴訟の提訴を準備せざるを得ない状況である。

権利救済のためにその都度、本件訴訟のように裁判を提起しなければならないとするのは、じん肺に罹患した患者にとってあまりにも負担が大きく、解決まで長い時間を要することになっている。訴訟を提起することなく簡易・迅速に権利救済を受けることができるためには、じん肺基金の創設が必要不可欠である。また、じん肺被害の根絶のために、トンネル建設労働者を継続的かつ一元的に就労管理・健康管理をする役割をじん肺基金が果たす必要がある。これらの課題については、今後とも実現を目指し、粘り強い運動を続けていく所存である。

以 上

2018年 7月17日

トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟原告団
トンネルじん肺根絶訴訟北海道弁護団
全日本建設交運一般労働組合北海道本部

じん肺5陣訴訟
17人の和解成立

札幌地裁

トンネル工事現場で働いてじん肺を患ったとして、道内の患者らが大成建設(東京)や鹿島(同)などゼネコン38社に損害賠償を求めたトンネルじん肺第5陣訴訟は、札幌地裁(武藤貴明裁判長)で17日、原告の17人とゼネコン側との間で和解が成立した。

ゼネコン側が患者1人当たり900万〜2200万円、総額1億8500万円を支払う。原告弁護士によると、次回弁論で別の患者

1人についても和解が成立する見込みで、これにより第5陣訴訟を起こした原告全員が和解する。

第5陣訴訟の道内の原告は56〜80歳の患者や遺族。道内外の工事現場で1953〜2010年に働いた際、企業の粉じん対策が不十分だったためじん肺を患ったとして、16年3月に提訴した。(野口 洸)

2018年(平成30年)7月18日(水)

毎 日 新 聞

トンネルじん肺
第5陣訴訟和解

札幌地裁で17人

トンネル工事でじん肺になったとして、道内の元作業員らがゼネコン38社に損害賠償を求めた「トンネルじん肺第5陣訴訟」は17日、札幌地裁(武藤貴明裁判長)で、被告のゼネコン側が原告1人当たり900万〜2200万円、計1億8500

万円の和解金を支払うことで和解が成立した。

弁護団によると、和解が成立したのは元作業員の患者10人と死亡した3人の遺族7人。元作業員の患者は56〜80歳。ゼネコンが安全配慮義務などを怠ったため、じん肺を患ったとして、慰謝料など計4億6200万円を求めていた。残る別の患者1人についての訴訟も10月に和解が成立する見込みという。

【源馬のぞみ】

トンネルじん肺和解

札幌地裁 原告に総額1億8500万円

トンネル工事でじん肺になったとして、北海道内の元作業員と遺族がゼネコンに損害賠償を求めたトンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟で、原告17人が17日、札幌地裁で和解しました。

2016年3月に札幌地裁に提訴した第5陣訴訟。武藤貴明裁判長は、ゼネコン38社が原告に総額1億8500万円の和解金を支払うとの和解内容を明らかにしました。

報告集会で、川村俊紀弁護士団長は「単なる賠償金支払いでなく、企業側に法的責任があることを認めた上での和解だ」と強調。「ゼネコンは今後の工事でも運動の精神に基づき安全を期して、じん肺被害を防止する責任がある」と肝に銘じてほしいと話しました。

60歳までの20年間、トンネル工事に従事した原告の荒川幹雄さん(67)＝東神楽町＝は

「ほっとしました。第6陣訴訟があるというので、今度は支援する側で頑張りたい」と語りました。

建交労道本部の森国教委員長は「原告団、弁護団、支援者の努力のたまものです。今後、運動を強め、じん肺根絶へ力を尽くしたい」と表明しました。